

# 外国人雇用の場合の手続き一覧

外国人労働者も雇入れ及び離職時の届出等適切な雇用管理が必要です。

外国人の個々の在留資格※により例外もありますが、基本的に労働条件は日本労働者と同等に扱うことが必要になり、**待遇や労働条件などは雇用契約書**を作成して本人から理解してもらうことで雇用管理を行う上で間違いがないと思います。

適法に就労活動が認められる外国人労働者については、雇用管理の改善、離職時の再就職援助に必要な措置を講ずることが事業主の努力義務とされています。

## 外国人の範囲

雇用対策法にいう外国人とは、日本国籍を持たない者のうち、特別永住者、在留資格が「外交」・「公用」の者以外の者をいいます。従って、技能講習の在留資格※で就労する技能実習生も対象となります。また、留学などの就労が認められていない者が就労するには、資格外活動許可が必要です。

## ※在留資格とは・・・

「在留資格」とは、日本に入国・在留する外国人に対し、その外国人が行う活動の内容などに応じて付与される一定の資格を指します。わが国の外国人労働者の受け入れは「出入国管理及び難民認定法」（入管法）が定める在留資格によって規制され、単純労働を目的とする入国・在留は認められていません。在留資格には 27 種類ありますが、外国人が日本国内で働くためには、基本的に就労可能な在留資格が必要になります。

外国人が日本へ入国する際には、現地の日本大使館などでビザ発給\*の審査が行われ、次に入国の際に空港などで上陸審査が行われ問題ないと在留資格が与えられます。

## \*査証（ビザ）・・・

海外に置ける日本大使館や領事館が発行する、日本への入国審査済み証を言います。

労働者は必ず労働保険（労災保険及び雇用保険を総称したもの）に加入しなければなりません。

外国人労働者も例外ではありません。

また、社会保険に加入している事業者は、外国人も日本人同様に加入を行わなければなりません。

## 労働保険（労災保険）

労災保険は国籍を問わず日本で労働者として働く外国人に適用されます。

就労する在留資格をもって働く方はもちろん、留学中アルバイトをしている時に就労時間内に怪我をされた際なども対象になります。

また、本国へ帰国されると受けとることができない給付もあります。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。（英語・中国語・韓国語などあります）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>

## 労働保険（雇用保険）

外国人を雇用する事業主には外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格※などについてハローワークへ届け出ることが義務付けられています。（外国人雇用状況届出書）

ハローワーク

届出事項（雇用保険資格取得届）入社時に必要

氏名・在留資格・在留期間・生年月日・性別・国籍（地域）が必要になります。（在留カード記載事項）

退職時に必要な届け出

雇用保険資格喪失届・離職票作成

## 社会保険

- 1、法人の事業所等（社会保険加入事業所）に勤務している方とその被扶養者（年収130万円未満）
  - 2、アルバイト等の方で2ヶ月を超えて雇用されている方、または、正社員の勤務時間数の3/4以上勤務している方と、その被扶養者（年収130万円未満）
- 平成28年10月1日から大企業（501人以上）は改正がありましたので、注意して下さい。

### 資格手続き

湯沢町役場で住民票を作成することが大事です。（日本語をしゃべれる方がいるとスムーズに手続きが進みます）

住民票を作成するには、次のものがが必要です。 在留カード・パスポート

日本人同様健康保険・厚生年金保険被保険者取得届の手続きが必要になりますが、日本で始めて働く方は基礎年金番号をお持ちでないと思いますので、必ずご本人確認をし、住民票上の住所を確認し記載して下さい。

また、勤務先の健康保険に加入している方を除き勤務先が健康保険に加入していない場合、「確認書」を勤務先がつくる必要があります。

国民健康保険加入は3ヶ月を越える在留資格があり、または在留資格が「興行」「技能実習」「家族滞在」「特定活動」の方で、客観的な資料等により3ヶ月を越えて日本に滞在すると認められることが加入要件になっています。在留資格がきれている方及び「外交」・医療を受けることを目的とした「特定活動」の方は加入できません。

国民健康保険税の算定にあたり、国民健康保険手続きに併せて、役場税務課で所得（前年の日本国内所得）の申告をする必要があります。（所得がなくてもその旨の申告が必要です）

国民年金の加入も同様に手続きが必要です。

在留期間	在留カード	住民登録	国民健康保険	国民年金
短期在留者 (旅行等短期滞在者)	交付されない	できない	原則不可	不可
中長期在留者 (3ヶ月を越える期間在留資格のある方)	交付される	必要	加入が必要 (社会保険に加入しない場合)	加入が必要 (厚生年金に加入しない場合)

住民登録すると「住民票コード」「マイナンバー」が付番されます。どちらも重要な番号なので大切に保管するよう支持して下さい。

マイナンバーについては、通知カードがあれば必ずしも作成して頂く必要はありません。外国人の方がマイナンバーカードを作成した場合、有効期限は在留期限までです。

### 喪失手続き

会社を辞めた場合、社会保険（協会けんぽ・日本年金機構）の場合喪失手続きが必要です。

日本国内に住所を有しなくなった場合は、年金を6ヶ月以上納入された場合「脱退一時金」がもらえるケースがありますので、ご注意下さい。

国に帰る場合、転出届（国民健康保険・国民年金）など湯沢町役場で手続きを行って下さい。

日本人も同様ですが外国人労働者採用にあたっては今後変更が予想されますので、最新情報から手続きいただきたいと思います。